

1972年 1月 1日制	定	2000年 4月 1日施	行
1990年10月23日改	定	2004年 8月 2日改	正
1991年10月23日改	定	2006年 1月 1日施	行
1993年 7月21日改	定	2009年 7月30日改	正
1994年10月13日改	定	2009年11月26日改	正
1995年 4月 1日施	行	2010年 1月 1日施	行
1995年 7月20日改	定	2017年 3月23日改	正
1996年 1月 1日施	行	2018年 1月 1日施	行
1997年10月23日改	定	2021年 8月 3日改	正
1998年 1月 1日施	行	2022年 1月 1日施	行
1999年 7月23日改	正		

カートドライバーライセンス講習会規定

第1条 目 的

本規定は、J A F国内競技規則細則カートライセンス発給規定第2章に基づき、J A F発給のカートドライバーライセンス（以下ドライバーライセンスと言う。）の取得希望者のために開設される、ライセンス講習会（以下講習会と言う。）の認定に関する規定である。

第2条 講習会の開設

1. カート国内B講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A Fの本部、地方本部および支部
 - 2) 準加盟・加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他J A Fが特に認めた者
2. 国際E講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A Fの本部、地方本部および支部
 - 2) 加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他J A Fが特に認めた者

第3条 講習会の開設場所

C I K - F I A公認またはJ A F公認カートコースもしくはそれに準ずるものとし、公認カートコース以外で開設する場合は、J A Fの承認を得るものとする。

第4条 開設申請の手続

講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、J A F地方本部または支部を通じ、J A F本部へ申請しなければならない。

1. カート国内B講習会
申請にあたっては、カート国内B講習会開設の申請料として、1件につき3,600円を必要とする。ただし講義と実技を併行して行う場合は、5,100円とする。
2. 国際E講習会
申請にあたっては、国際E講習会開設の申請料として、1件につき6,900円を必要とする。

第5条 講義および教材

1. カート国内B講習会
講義科目は「カート競技の概要と事故防止について」1時間30分以上の講義を行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。
 - 1) J A F国内カート競技規則集
 - 2) モータースポーツハンドブック
 - 3) その他J A Fの指定する教材
2. 国際E講習会
講義科目は「カート競技全般と事故防止について」2時間以上の講義を行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。
 - 1) 国際カート規則
 - 2) J A F国内カート競技規則集
 - 3) その他J A Fの指定する教材（レーシングマナー等）

第6条 実技指導

カート国内B講習にあたっては、次に定める基準による実技指導を行わなければならない。

1. カート操法 30分以上
2. 競技用信号の実習 30分以上

ただし、J A F登録のカートクラブおよび団体の会員で当該クラブにおいて開催されJ A Fに届出たクローズド競技会に1回以上出場した者は、カートドライバーライセンス国内B講習会の実技は免除される。なお講義と実技指導を分けて開催する場合は、双方の間隔は60日以内とし、講習会受講の際に当該クラブまたは団体の代表者の証明を必要とする。

第7条 試験の実施

1. 筆記試験はJ A F国内カート競技規則集および講義から抽出した問題とする。
2. 試験に際して主任講師は不正が行われないように監督し、また責任をもって採点を行うものとする。

第8条 講師の資格

講師はカートの諸規則に精通した者ならびに実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設申請の際、次のうちからこれを委嘱してJ A Fの承認を得るものとする。

1. カートオフィシャルライセンス1級の保持者。
2. カートエキスパートライセンスの保持者。
3. その他J A Fが特に認めた者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第9条 受講者および受講料

1. カート国内B講習会
 - 1) 8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者は、カートジュニアライセンスを取得するため受講することができる。8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）から11歳の受講者は、親権者／保護者と共に講習会を受講しなければならない。なお、受講者は公的な書類等により年齢を証明しなければならない。
 - 2) 15歳（15歳の誕生日を迎える当該年）を超える者は、カート国内Bライセンスを取得するため受講することができる。
 - 3) カートジュニアライセンスおよびカート国内Bライセンス取得希望者に対する講義内容または実技指導は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。
 - 4) 障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。
 - 5) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（J A F国内カート競技規則集およびモータースポーツハンドブック）を実費にて購入すること。
 - 6) 受講料は、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき21,200円以内とする。
2. 国際E講習会
 - 1) 受講者はカート国内Aライセンス（ジュニアA）所持者とする。
 - 2) 国際G（または国際F）ライセンスおよび国際E取得希望者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。
 - 3) 障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。
 - 4) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（J A F国内カート競技規則集）を実費にて購入すること。
 - 5) 受講料は、教材、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき17,100円以内とする。

第10条 講習会の査察

J A Fは講習会に対し、随時査察員を派遣することができる。査察員は、講習会が予定通り運営されているかを査察し、必要な指示を与えることができる。

第11条 受講者に対する注意事項

講習会の主催者は、受講者に対し次の事項を説明し、その周知徹底を期さなければならない。

1. 講習会終了後主催者がJ A Fに対し、受講者名簿を提出した時点（7日以内に提出）から30日以内に合格者はJ A Fに対しドライバーライセンスの申請手続きを行わないと無効になること。

2. 講習会終了後、適格者に対しては、主催者が代行して、J A Fへ競技ライセンスの申請を行うことができること。
3. 競技ライセンスの書式、およびその他の書式で本人の記入を要するものの詳細。
4. 満18歳以上の者については、J A F入会の趣旨とその特典。
5. 上級競技ライセンス取得に必要とする条件、およびその手続方法。

第12条 主催者の報告義務

1. 講習会の主催者は、講習会の終了後7日以内に、書面をもって次の事項を、J A F地方本部または支部を通じ、J A F本部へ報告しなければならない。
 - 1) 開催の日時および場所
 - 2) 主任講師の氏名、ライセンスナンバーおよび講師の補助員の氏名
 - 3) 講義科目別時間および実技指導時間
 - 4) 合格者の都道府県別名簿
 - 5) 講習中の事故の有無、あればその詳細
2. 報告書はJ A F所定の書式によるものとし、提出先は、主催者の住居を管轄するJ A F地方本部または支部とする。